

## 公の施設の使用料等の見直し方針

### 1 方針策定の趣旨

公の施設における利用者と未利用者における負担の公平性を確保するために負担を求めている使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）については、平成24年2月に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）」に基づき、3年ごとに見直しを行っているところです。

令和3年度につきましては、基本方針に基づく使用料等の見直し時期であることから、使用料等を設定している施設（以下「有料施設」という。）の使用料等の見直しを行うほか、使用料等を設定していない施設（以下「無料施設」という。）について使用料等の設定の必要性について検討を行うため、見直し等に当たっての基本的な考え方を示すものです。

### 2 有料施設の使用料等の見直しについて

#### (1) 使用料等改定の経過

有料施設の使用料等については、基本方針を策定した平成23年度に改定し、また、平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことを踏まえ、平成26年度に改定を行っています。

また、市営自転車等駐車場については、新たな施設の料金設定に伴い市営自転車等駐車場全体の料金体系を見直し、令和2年4月1日に駐車料の改定を行っているほか、ふれあいプラザ再整備に伴う新施設の利用料金についても、令和3年市議会2月定例会議において条例を改正し、料金改定を行っています。

#### (2) 現在の有料施設

情報プラザ（デジタル工房・ミニデジタル工房）、斎場、保健福祉センター（会議室、ホール）、市民交流プラザ（子育て支援託児室）、子ども科学館（プラネタリウム、コスモシアター、サイエンスホール250）、文化会館、南毛利学習支援センター、市民交流プラザ（会議室等、ギャラリー、駐車場）、七沢自然ふれあいセンター、自転車等駐車場（11施設）、ふれあいプラザ、ぼうさいの丘公園（センター施設）、厚木公園（野外ステージ）、若宮公園（テニスコート）、荻野運動公園（競技場、テニスコート、体育館、プール）、中央公園地下駐車場、及川球技場、厚木野球場、玉川野球場、厚木テニスコート、市営水泳プール、猿ヶ島スポーツセンター、東町スポーツセンター、南毛利スポーツセンター、学校施設（教室、体育館、屋外運動場）

### (3) 使用料等の見直しに当たっての基本的な考え方

ア 有料施設については、基本方針に基づき、使用料等を再算定し、使用料等の見直しを行います。

なお、算出された使用料等を徴収することで、利用者の大幅な減少につながることを懸念される場合など、施設の設置目的等にそぐわないと考えられる場合は、他市の状況等を考慮した使用料等を設定します。また、荻野運動公園のプールなど共用利用の使用料や文化会館など料金体系が複雑で、単純に算出金額を使用料とすることが困難な場合等についても、他市の状況等を考慮した使用料等を設定します。

イ 使用料等の再算定に当たっては、基本方針に位置付ける計算方法により使用料基礎額を算出し、使用料等の見直しを行います。

なお、使用料基礎額算定に当たっての施設維持管理・運営に係る経費及び人件費については、過去3年間の平均としており、今回の見直しでは、平成29年度から令和元年度の経費が対象となります。しかし、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う閉館期間があり適切な年間実績を把握することができないことから、経費の対象は平成28年度から平成30年度とし、決算額を基に消費税を10%とした額を算出します。また、施設維持管理・運営に係る経費は、光熱費や警備、清掃などの費用のほか、経常的な維持補修に係る経費を対象とします。

なお、施設の整備や長寿命化改修などの投資的な経費については、受益者負担を求めないこととしています。

ウ 備品及び設備の使用料等についても、消費税率の引き上げを踏まえた見直しを行います。

エ 使用料等の設定に当たっては、基本方針において「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」の視点から、受益者負担の割合を4つの分類に整理しています。今回の使用料等の見直しに当たり、施設の設置目的のほか、利用料金等を設定している諸室の利用状況等を踏まえ、受益者負担の割合の位置付けについても見直しを行います。

【受益者負担の割合 4つの分類】



【使用料基礎額計算方法】

【1時間単位貸館の場合】

$$\frac{[\text{※施設維持管理・運営に係る経費(光熱費、警備、清掃等)} + \text{人件費}] \times \text{面積}}{\text{年間提供可能時間} \times \text{提供面積}} \times \text{消費税率 (1.10)}$$



※維持管理・運営経費及び人件費は、過去3年間の平均とします。

使用料基礎額(1時間当たりの貸室コスト)

【会議室の場合 (例)】

$$\frac{[8,652,499 \text{ 円 (維持管理経費)} + 4,900,640 \text{ 円 (人件費)}] \times 86 \text{ m}^2 \text{ (会議室面積)}}{4,667 \text{ 時間 (年間提供可能時間)} \times 1423.5 \text{ m}^2 \text{ (貸館全体の提供面積)}} \times 1.10$$

≒192.99 円 (使用料基礎額)

1時間当たりの会議室使用料は、190 円 (1 円単位四捨五入) になります。

#### (4) 見直しのスケジュール（使用料等見直しの結果、改定を行う場合）

時期	内容
令和3年8月	・公の施設の使用料等の見直し方針の策定
令和3年8月～9月	・使用料等の見直しの検討 ・使用料等の料金改定（原案）の作成 ・附属機関「行政改革調査委員会」における料金改定（原案）の審議 ・料金改定に関する市民参加の手続
令和3年10月	・料金改定（案）の作成
令和3年11月	・料金改定（案）に対するパブリックコメント
令和4年2月	・市議会2月定例会議において条例改正を提案
改正条例施行日	・施設により予約受付の期間等が異なるため、十分な周知期間を確保した上で施設ごとに設定

### 3 無料施設の使用料設定の検討について

#### (1) 現在の無料施設

老人憩の家（42館）、生きがいセンター、老人福祉センター寿荘、市民交流プラザ（子育て支援センター）、児童館（38館）、荻野運動公園（こどもの森公園作業小屋）、上ノ原公園グラウンド、長沼公園グラウンド、消防本部・消防署会議室、公民館（16館・分館を含む）、社会教育集会所（2館）、あつぎ郷土博物館、下川入サッカー場、旭町スポーツ広場、厚木青少年広場、飯山グラウンド・テニスコート、飯山スポーツ広場、酒井スポーツ広場テニスコート、戸沢橋スポーツ広場、中三田スポーツ広場、宝蔵山スポーツ広場テニスコート、金田ゲートボール場、古民家岸邸、猿ヶ島野球場・テニスコート

#### (2) 使用料設定の検討に当たっての基本的な考え方

ア 基本方針に基づき、使用料等を算定し、使用料の設定の必要性について検討を行います。なお、公民館については、地域の拠点施設としての役割等も考慮し、慎重に検討を行います。

イ 検討に当たっては、基本方針に位置付ける「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」の視点から4つに分類する受益者負担の割合について、施設の設置目的のほか、利用料金等の設定を検討する諸室の利用状況等を踏まえた位置付けを整理するほか、関係団体等を始め施設を利用している方、利用していない方の意見を伺いながら丁寧に進めます。

ウ 検討の結果、新たに使用料等を設定するものと判断した施設については、減免に関する対応についての検討を行うほか、改めて事務手続きのスケジュール等を

示します。また、引き続き無料施設とする場合については、その理由を示すもの  
とします。

### (3) 見直しのスケジュール

時期	内容
令和3年8月	・ 公の施設の使用料等の見直し方針の策定
令和3年8月～12月	・ 無料施設の使用料等設定の検討 ・ 関係団体からの意見聴取、アンケート調査等の実施 ・ 検討のまとめ
令和4年1月	・ 附属機関「行政改革調査委員会」における審議 ・ 無料施設における使用料等設定の検討結果のまとめ
以下検討の結果、使用料等を設定する場合	
令和4年1月～5月	・ 料金設定（原案）の作成 ・ 附属機関「行政改革調査委員会」における料金設定（原案）の審議 ・ 料金設定（原案）に関する意見交換会
令和4年5月	・ 料金設定（案）の作成
令和4年6月～8月	・ 料金設定（案）に対するパブリックコメント
令和4年12月	・ 市議会12月定例会議において条例改正を提案
改正条例施行日	・ 施設により予約受付の期間等が異なるため、十分な周知期間を確保した上で施設ごとに設定

## 4 施設の開館時間等の運用面の見直しについて

有料施設の使用料等の見直し及び無料施設における使用料設定の必要性の検討と併せ、施設を利用される皆様の利便性の向上を図るため、施設の開館時間などの運用面における見直しを行います。

## 5 検討体制

庁内に設置する「受益者負担見直し検討委員会（施設所管課長で構成）」及び「行政改革推進本部（部長職で構成）」において、見直しの検討を行います。

また、附属機関である「行政改革調査委員会」から意見を伺いながら検討を進めます。